

# 第1回 城陽市東部丘陵地等あり方検討会

日時 平成26年3月14日(金)

15:30～

場所 京都府庁1号館3階会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 協議事項

(1) 城陽市東部丘陵地(山砂利採取跡地)の現状等について

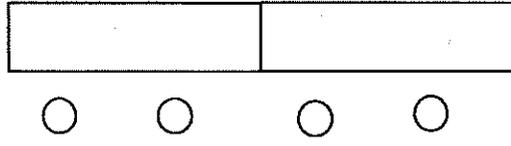
(2) 整備に向けた今後の進め方について

### 3 閉 会

# 配席図

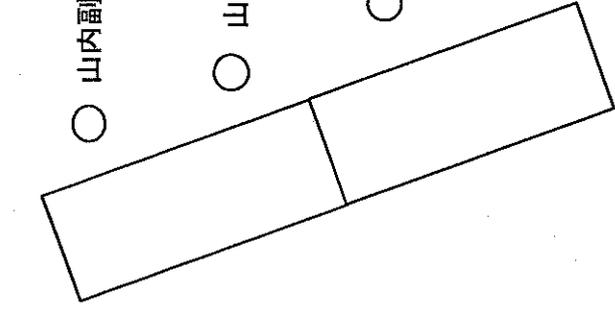
平成26年3月14日  
 京都府庁1号館3階 会議室

## 〔城陽市〕

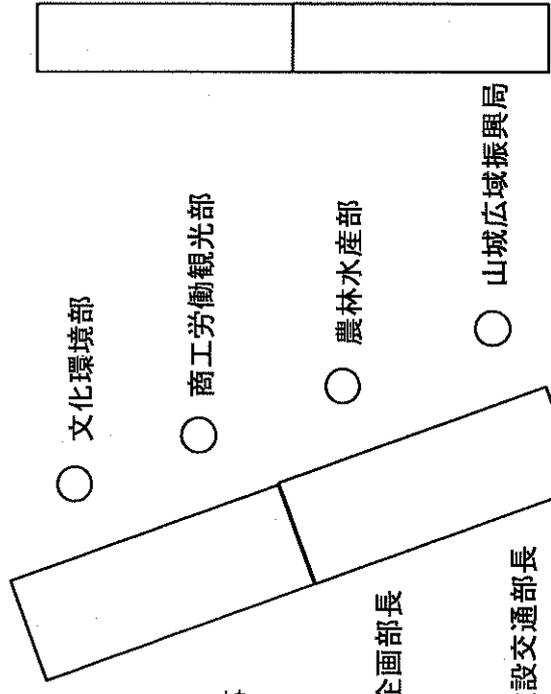


市長 ○  
 副市長 ○  
 まちづくり推進部参事 ○  
 市民経済環境部長 ○

## 〔京都府〕



山内副知事 ○  
 山下副知事 ○  
 政策企画部長 ○  
 建設交通部長 ○



文化環境部 ○  
 商工労働観光部 ○  
 農林水産部 ○  
 山城広域振興局 ○

出入口



第1回 城陽市東部丘陵地等あり方検討会 名簿

京 都 府	山内 修一	副知事
	山下 晃正	副知事
	井上 元	山城広域振興局長
	本田 一泰	政策企画部長
	中井 敏宏	文化環境部長
	田中 準一	商工労働観光部長
	小田 一彦	農林水産部長
	東川 直正	建設交通部長
城 陽 市	奥田 敏晴	市長
	出野 一成	副市長
	有川 利彦	まちづくり推進部長
	吉岡 喜彦	市民経済環境部長
	松本 雅彦	まちづくり推進部参事
事務局	京都府政策企画部計画推進課	

## 〔 資料一覧 〕

(資料 1) 城陽市東部丘陵地について

(資料 2) 東部丘陵地全体図

(資料 3) 山砂利採取地区域図

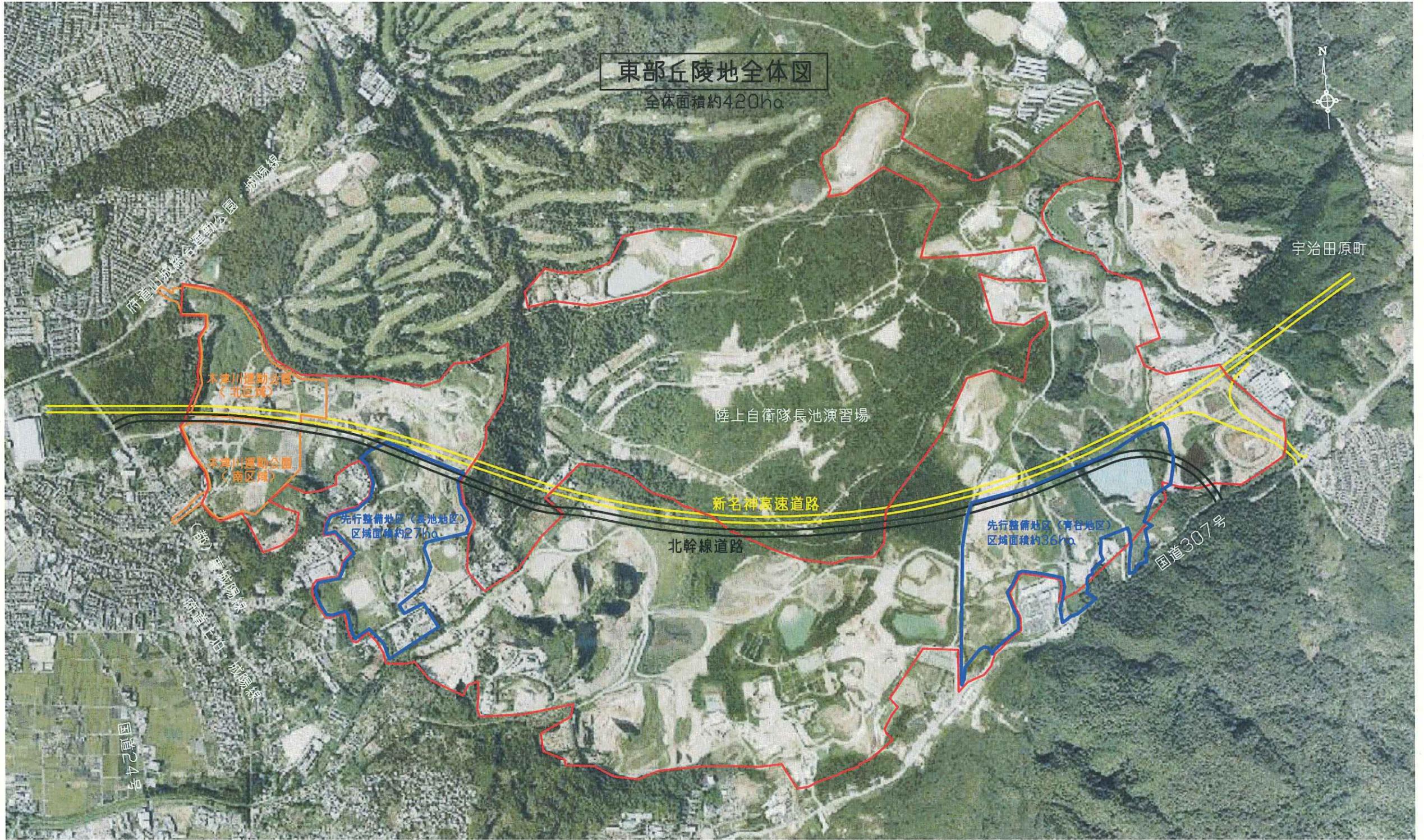
(資料 4) 城陽市東部丘陵地における経過

(資料 5) 城陽山砂利採取区域における保安林の状況

(資料 6) 具体的整備に向けて必要となる主な手続き

# 城陽市東部丘陵地について



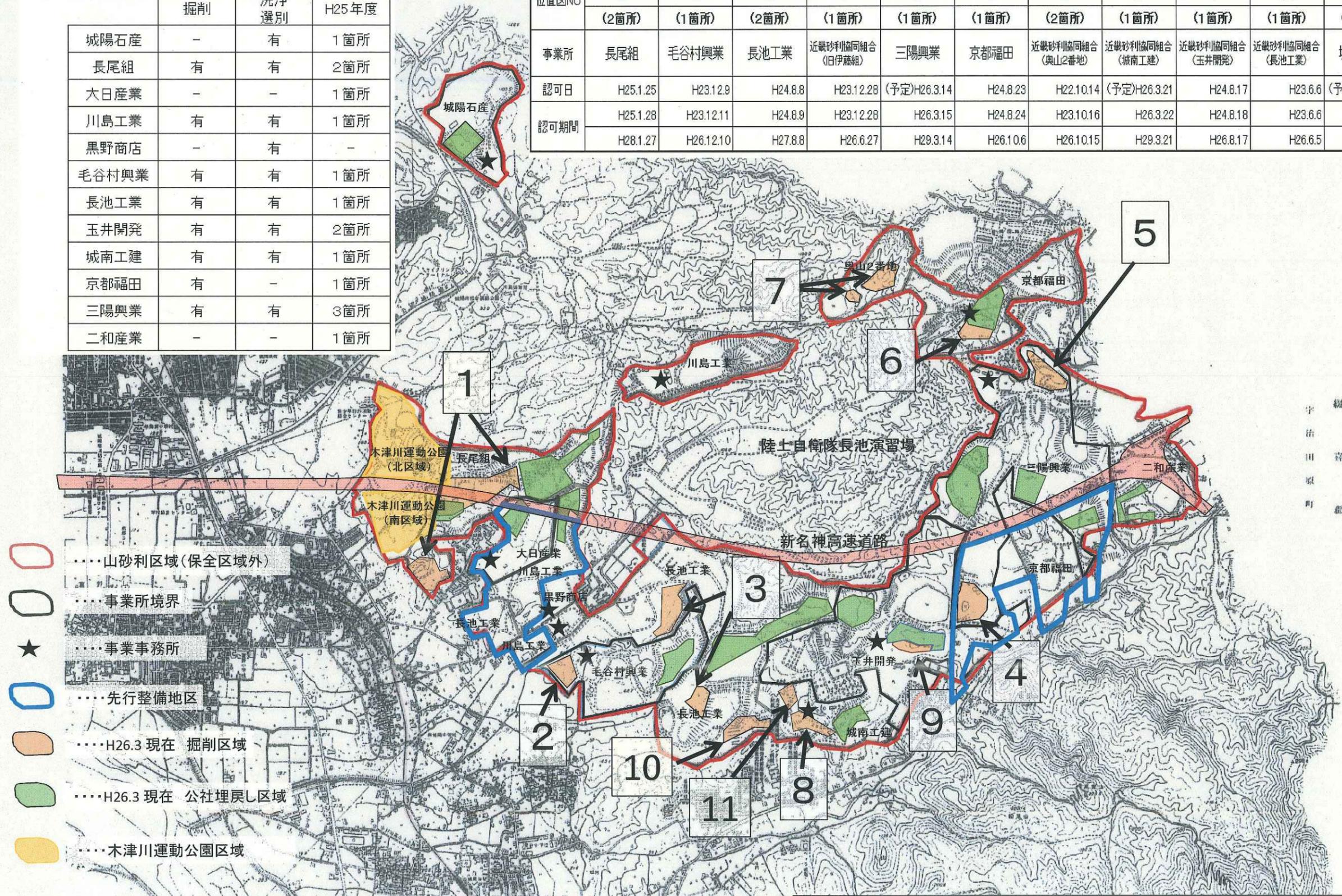


○砂利採取及び埋戻し計画

	砂利採取		埋戻し計画
	掘削	洗浄選別	H25年度
城陽石産	-	有	1箇所
長尾組	有	有	2箇所
大日産業	-	-	1箇所
川島工業	有	有	1箇所
黒野商店	-	有	-
毛谷村興業	有	有	1箇所
長池工業	有	有	1箇所
玉井開発	有	有	2箇所
城南工建	有	有	1箇所
京都福田	有	-	1箇所
三陽興業	有	有	3箇所
二和産業	-	-	1箇所

掘削状況表

位置図NO	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	(2箇所)	(1箇所)	(2箇所)	(1箇所)	(1箇所)	(1箇所)	(2箇所)	(1箇所)	(1箇所)	(1箇所)	(1箇所)
事業所	長尾組	毛谷村興業	長池工業	近畿砂利協同組合(旧伊藤組)	三陽興業	京都福田	近畿砂利協同組合(奥山2番地)	近畿砂利協同組合(城南工建)	近畿砂利協同組合(玉井開発)	近畿砂利協同組合(長池工業)	城南工建
認可日	H25.1.25	H23.12.9	H24.8.8	H23.12.28	(予定)H26.3.14	H24.8.23	H22.10.14	(予定)H26.3.21	H24.8.17	H23.6.6	(予定)H26.3.21
認可期間	H25.1.28	H23.12.11	H24.8.9	H23.12.28	H26.3.15	H24.8.24	H23.10.16	H26.3.22	H24.8.18	H23.6.6	H26.3.22
	H28.1.27	H26.12.10	H27.8.8	H26.6.27	H29.3.14	H26.10.6	H26.10.15	H29.3.21	H26.8.17	H26.6.5	H29.3.21



山砂利採取地区域図(平成26年3月現在)

## 城陽市東部丘陵地における経過

## ◆新名神高速道路（大津～城陽間）の経過

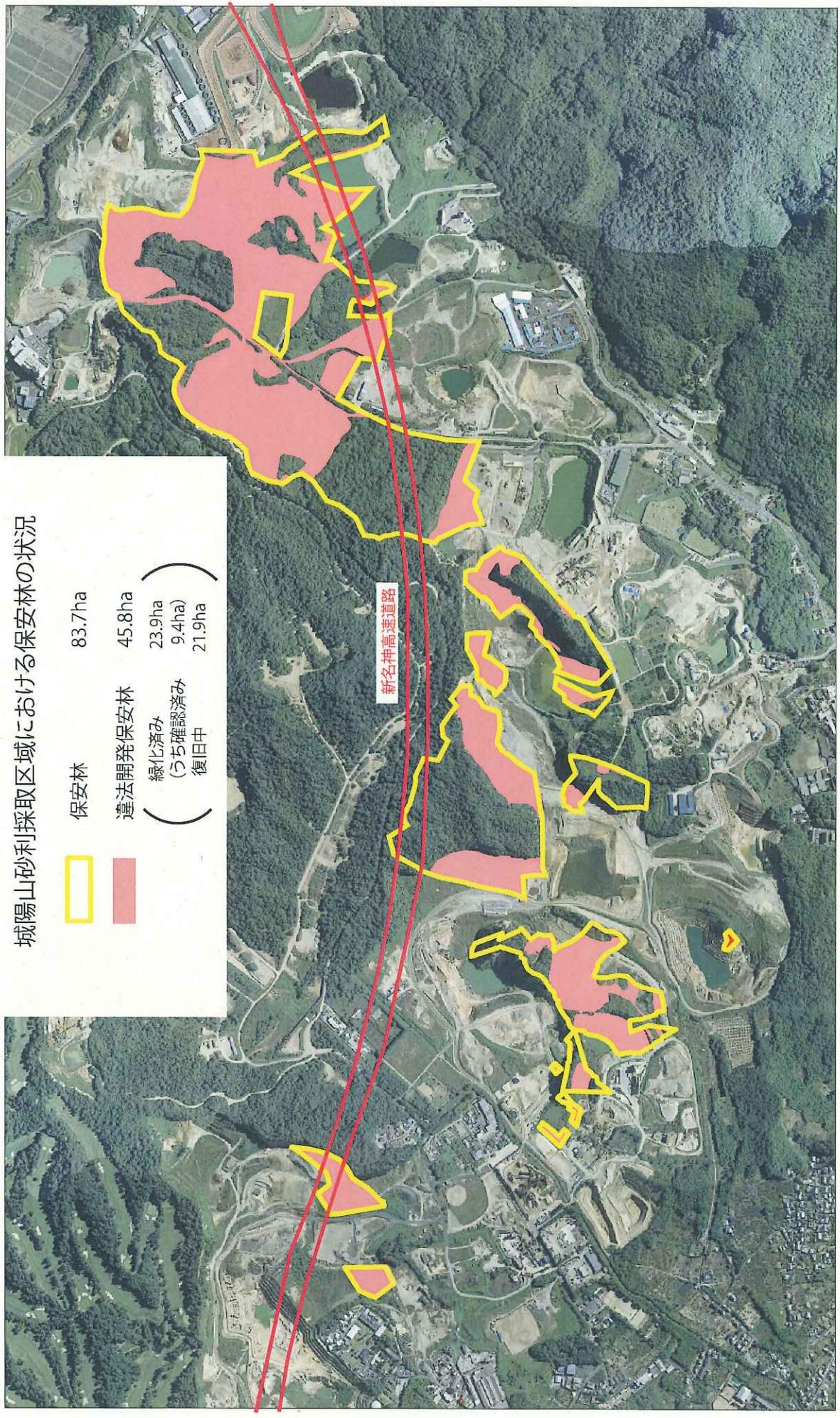
- ・平成18年 2月 事業凍結
- ・平成24年 4月 事業着手（事業凍結解除）
- ・平成24年 9月 事業説明会実施
- ・平成25年10月 地元設計協議開始
- ・平成35年度 供用開始予定

## ◆東部丘陵地に係る検討状況（城陽市）

- ・昭和61年度 城陽市域における山砂利対策修復整備基本計画策定
- ・平成 8年度 城陽市東部丘陵地利用計画策定
- ・平成19年度 城陽市東部丘陵地整備計画策定
- ・平成21年度～24年度  
城陽市東部丘陵地先行整備地区事業化検討業務実施
- ・平成25年度～26年度  
城陽市東部丘陵地整備計画具体化推進業務実施

## ◆北幹線道路の整備・検討状況

- ・平成14年度 木津川運動公園以東区間について概略設計により最適ルートを検討
- ・平成17年度～19年度  
木津川運動公園以西区間を整備（平成20年度供用開始）
- ・平成19年度～24年度  
木津川運動公園内区間を整備（平成25年度供用開始）
- ・平成25年度 木津川運動公園以東区間について概略設計により最適ルートを検討
- ・平成26年度 木津川運動公園以東区間について予備設計により道路中心線を決定



## 具体的な整備に向けて必要となる主な手続き

### 【都市計画の変更】

根拠法令	都市計画法
内 容	市街化区域への編入 等
主な手順	<p>○土地利用計画（土地利用の内容、面積等）を策定し、府と調整〔城陽市〕</p> <p>○国土交通省と調整〔京都府〕</p> <p>○法定手続（市街化区域編入）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公聴会〔京都府〕</li> <li>・案の縦覧〔京都府〕</li> <li>・都市計画審議会〔京都府〕</li> <li>・国土交通大臣同意</li> <li>・決定、告示〔京都府〕</li> </ul> <p>※府の決定、告示と合わせて、城陽市で用途地域を決定、告示</p>
留 意 点	市街化区域に保安林の区域は含まないものとされている

### 【保安林の対応】

根拠法令	森林法
内 容	まちづくり（土地利用）に向けた保安林の解除
主な手順	<p>○農林水産大臣へ（知事を経由し）解除申請〔城陽市〕</p> <p>○解除〔農林水産大臣〕</p>
留 意 点	解除のためには、法令等の許認可がなされているか、またはなされることが確実であること（例：都市計画の変更 等）

### 【その他】

今後、対応が必要と想定される項目

- ・近郊緑地保全区域（近畿圏の保全区域の整備に関する法律）
- ・宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）
- ・砂防指定地（砂防法） など